



# 鳥取県公報

令和4年2月18日（金）  
第9375号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（63）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定の取消し （64）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（65）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗に関する承継の届出（66）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 国土調査の成果の認証（67）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 県道の区域の決定（68）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 県道の区域の変更（69）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 県道の供用の開始（70）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業の廃止の届出（71）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 5
-------	--

# 告 示

## 鳥取県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
キンタカファーマシー	米子市上福原582-1	令和4年2月1日

## 鳥取県告示第64号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定による厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院の認定を取り消したので、次のとおり告示する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	令和4年1月24日

## 鳥取県告示第65号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杵45-1
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉成二丁目14-21
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日  
平成13年7月2日ほか
- 届出年月日  
令和4年2月1日
- 縦覧に供する書類  
届出書
- 縦覧に供する期間  
令和4年2月18日から4月間
- 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第66号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合五千石店 エキサイティングタウン五千石店 米子市福市1676ほか
- 2 承継された店舗面積  
2,188平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
東光産業有限会社 代表取締役 山川 栄子 米子市皆生一丁目1-64
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
- 5 承継があった年月日  
令和3年12月22日
- 6 届出年月日  
令和4年2月1日
- 7 縦覧に供する書類  
承継届出書
- 8 縦覧に供する期間  
令和4年2月18日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第67号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成27年度から平成29年度まで	倉吉市（下余戸、上余戸及び八屋の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市下余戸、上余戸及び八屋の各一部	令和4年2月18日
境港市	平成30年度及び令和元年度	境港市（中野町の一部）の地籍図及び地籍簿	境港市中野町の一部	〃
日野郡日野町	令和元年度及び令和2年度	日野町（上菅の一部（20193140202））の地籍図及び地籍簿	日野町上菅の一部	〃
日野郡江府町	平成30年度から令和2年度まで	江府町（大字武庫の一部（20183140304））の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃

〃	令和元年度及び令和2年度	江府町（大字洲河崎の一部(20193140302)）の地籍図及び地籍簿	江府町大字洲河崎の一部	〃
〃	〃	江府町（大字洲河崎の一部(20193140303)）の地籍図及び地籍簿	〃	〃
西伯郡伯耆町	平成27年度から平成29年度まで	伯耆町（小野、小町及び金廻の各一部(20153139001)）の地籍図及び地籍簿	伯耆町小野、小町及び金廻の各一部	〃

鳥取県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年2月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
若桜下三河線	八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田118-7地先から同大字字柿ケ原230-1地先まで	11.0~51.0	359.0

鳥取県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年2月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
若桜下三河線	変更前	八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田116-3地先から同大字字柿ケ原526地先まで	5.0~30.0	415.0
	変更後	八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田116-3地先から同大字字柿ケ原526地先まで	5.0~43.0	415.0
		八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田118-7地先から同大字字柿ケ原230-1地先まで	11.0~51.0	359.0
		八頭郡若桜町大字岩屋堂字屋敷廻208-3地先から同大字字ウヘノ山458-1地先まで	5.0~17.0	176.0

鳥取県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年2月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
若桜下三河線	八頭郡若桜町大字岩屋堂字屋敷廻208-3地先から同大字字ウヘノ山458-1地先まで	令和4年2月18日

鳥取県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月18日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会北条デイサービスセンター	東伯郡北栄町土下118-5	令和4年2月2日	令和4年3月31日	通所介護